

当会会員多数に対する大量の「懲戒請求」についての会長談話

本年、当会所属会員（本日現在1,288名）のほぼ全員を懲戒することを求める旨記載された文書が、当会に対し、大量かつ断続的に送付されました。文書作成者の総数は本日までで合計954名であり、特定の団体から数度にわたり数百通ずつまとめて送付されたものでした。また、上記各文書は、昨年度に当会が会長声明の発出により意見表明を行ったことを理由とするもので、「懲戒請求」の理由として述べられている内容も含め、ほぼ同一の書式でした。

当会としましては、上記各文書の取扱いについて慎重に検討してまいりました。本来、懲戒制度は個々の弁護士会員の「品位を失うべき非行」（弁護士法第56条1項）を対象とし、これがあつたと認められる場合に所定の処分を科すものです。しかしながら、上記各文書は、「懲戒請求」と称してはいるものの、実質的には、当会の活動に対する反対意見の表明であること、当会の意見表明が個々の会員の非行となるものではないこと、等から、弁護士法所定の懲戒請求として扱うのは相当でないとの結論に至りました。

そこで、当会は、上記各文書を懲戒請求としては受理しないことといたしました。

弁護士懲戒制度は、国民の基本的人権を擁護し、社会正義を実現する弁護士の職責に鑑み、法が弁護士会に与えた弁護士自治の根幹であり、適正に行使・運用されなければなりません。今回の大量「懲戒請求」は、本来の懲戒制度の趣旨に沿ったものとは言えず、極めて残念なことです。

当会は、ここにあらためて弁護士自治の重要性を認識し、懲戒制度の適正な行使・運用に努め、弁護士・弁護士会への信頼の維持を図る所存であることを表明し、市民の皆様には、弁護士会の活動にご理解を賜りたく、お願い申し上げます。

2017年（平成29年）12月26日

福岡県弁護士会 会長 作 間 功